

静岡県ホームページ広告掲載要領

（目的）

第1条 この要領は、静岡県ホームページに、有料広告を掲載する場合における必要な事項について定めるものとする。

（掲載可能な広告の範囲）

第2条 次の各号に該当する広告は掲載できない。

- （1）静岡県ホームページの品位を損なうおそれのあるもの。
- （2）閲覧者に不快の念を与えるおそれのあるもの。
- 2 前項に規定するもののほか、広告を掲載できる者及び掲載できる広告の内容等については、静岡県広聴広報課広告事業要綱第3条及び静岡県広聴広報課広告掲載基準の規定によるものとする。
- 3 第一項及び第二項の規定は、広告からのリンク先として広告主が指定したホームページの内容についても準用する。

（広告の規格）

第3条 広告の規格については、掲載位置、サイズ等について別に定めるものとする。

（広告枠の売り渡し）

第4条 広告枠は、適正な価格で広告取扱業者に一括して売り渡すものとし、年間契約を原則とする。

（広告の作成・提出）

第5条 掲載する広告は広告主の責任及び負担で作成するものとする。

- 2 広告取扱業者は、掲載する広告等について県の確認を受けた上、期日までに、広告の電子データを持ち込み又は電子メール等により県に提出するものとする。

（広告の掲載及び削除）

第6条 静岡県ホームページへの広告の掲載及び削除に係る作業は県が行う。

- 2 掲載開始日は原則毎月1日とする。
- 3 バナー広告のリンク先の変更について、広告取扱業者は変更日の7日前までに県の了承を得るものとする。

（広告内容等の修正）

第7条 県は、広告の内容等が各種法令またはこの要領等に違反している、あるいはおそ

れがある、又は誤謬があると判断したときは、いつでも、広告取扱業者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取消など)

第8条 県は、次の各号の一に該当するときは、広告の掲載期間中であっても、広告主及び広告取扱業者への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取消することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 第7条の規定による広告内容等の修正を広告取扱業者が行わないとき。
- (3) 広告内容等が、各種法令またはこの要領に違反している、あるいはそのおそれがある、又は誤謬があるときで、第7条の規定によっても解消できないとき。
- (4) 広告からのリンク先として広告主が指定したホームページの内容が、各種法令またはこの要領に違反している、あるいはそのおそれがあるとき。
- (5) 広告主に本県の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき。
- (6) 広告主に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき。
- (7) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (8) 広告取扱業者から書面により、掲載取り下げを申し出があったとき。
- (9) 本県の業務上、やむを得ないとき。

(広告取扱業者の責務)

第9条 広告取扱業者は、広告の内容等が、この要領に違反することがないように注意する義務を負う。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを県に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は静岡県広聴広報課広告事業要綱及び静岡県広聴広報課広告掲載基準の定めるところによるものとする。

第12条 前条に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は広聴広報課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成１９年８月１０日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。